

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">(別添)</p> <p style="text-align: center;">国民健康保険調整交付金（総合保健施設分）交付基準</p> <p>(通則)</p> <p>1 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 72 条に基づく国民健康保険調整交付金（総合保健施設分）（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 11 月 24 日付け厚生省令労働省令第 6 号）の規定によるほかこの交付基準の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、法第 3 条第 1 項に規定する市町村及び特別区（以下「保険者」という。）に対し、保険者が設置する診療施設（「国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付要綱」（昭和 53 年 9 月 29 日付け厚生省発保第 73 号） 2（2）の事業の対象となる地方独立行政法人が保険者から承継した診療施設を含む。（以下「直営診療施設」という。）と連携した国民健康保険総合保健施設（以下「総合保健施設」という。）の整備、保健事業部門及び介護支援部門の運営に必要な費用を補助することにより、国民健康保険の保健事業の一層の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>3 この交付基準において次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 国民健康保険総合保健施設（総合保健施設） 直営診療施設に併</p>	<p style="text-align: right;">(別添)</p> <p style="text-align: center;">国民健康保険調整交付金（総合保健施設分）交付基準</p> <p>(通則)</p> <p>1 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 72 条に基づく国民健康保険調整交付金（総合保健施設分）（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 11 月 24 日付け厚生省令労働省令第 6 号）の規定によるほかこの交付基準の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、法第 3 条第 1 項に規定する市町村及び特別区（以下「保険者」という。）に対し、保険者が設置する診療施設（「国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付要綱」（昭和 53 年 9 月 29 日付け厚生省発保第 73 号） 2（2）の事業の対象となる地方独立行政法人が保険者から承継した診療施設を含む。（以下「直営診療施設」という。）と連携した国民健康保険総合保健施設（以下「総合保健施設」という。）の整備、保健事業部門及び介護支援部門の運営に必要な費用を補助することにより、国民健康保険の保健事業の一層の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>3 この交付基準において次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 国民健康保険総合保健施設（総合保健施設） 直営診療施設に併</p>

新旧対照表

新	旧
<p>設又は隣接した施設であり、直営診療施設と一体となって保健・医療・福祉サービスを総合的に行う拠点として、保健事業部門、介護支援部門及び居宅サービス部門それぞれの機能を一体的に有するものをいう。</p> <p>(2) 保健事業部門 ①に掲げる施設を有し、②に掲げる事業を行う「健康管理センター」としての機能を有するものをいう。</p> <p>① 施設内容</p> <p>ア 管理部門：施設の運営管理に必要なスペース（例えば、事務室、記録保存室等）</p> <p>イ 保健指導部門：健康相談、保健指導、健康教育を行うために必要なスペース（例えば、健康相談室、保健指導室等）</p> <p>ウ 健康増進指導部門：栄養、運動等の生活指導を行うために必要なスペース（例えば、栄養指導室、実習室、運動指導室等）</p> <p>エ 検診部門：各種の検診を行うために必要なスペース（例えば、診察室、検査室等）</p> <p>オ 共通部分：会議室、資料展示室等</p> <p>② 事業内容</p> <p>ア 健康相談</p> <p>イ 健康度の測定（体格、体力検査、栄養診断、医学的検査等）</p> <p>ウ 健康増進のための生活処方の交付と実地指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健栄養指導 ・運動処方の交付と実地訓練指導 ・レクリエーションの指導と実際活動 <p>エ 健康管理及び健康増進思想の普及啓蒙</p> <p>オ 個人の健康記録の管理</p> <p>カ 保健師、栄養士、体育指導員の研修</p> <p>キ 資料収集、その他</p> <p>(3) 介護支援部門 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する</p>	<p>設又は隣接した施設であり、直営診療施設と一体となって保健・医療・福祉サービスを総合的に行う拠点として、保健事業部門、介護支援部門及び居宅サービス部門それぞれの機能を一体的に有するものをいう。</p> <p>(2) 保健事業部門 ①に掲げる施設を有し、②に掲げる事業を行う「健康管理センター」としての機能を有するものをいう。</p> <p>① 施設内容</p> <p>ア 管理部門：施設の運営管理に必要なスペース（例えば、事務室、記録保存室等）</p> <p>イ 保健指導部門：健康相談、保健指導、健康教育を行うために必要なスペース（例えば、健康相談室、保健指導室等）</p> <p>ウ 健康増進指導部門：栄養、運動等の生活指導を行うために必要なスペース（例えば、栄養指導室、実習室、運動指導室等）</p> <p>エ 検診部門：各種の検診を行うために必要なスペース（例えば、診察室、検査室等）</p> <p>オ 共通部分：会議室、資料展示室等</p> <p>② 事業内容</p> <p>ア 健康相談</p> <p>イ 健康度の測定（体格、体力検査、栄養診断、医学的検査等）</p> <p>ウ 健康増進のための生活処方の交付と実地指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健栄養指導 ・運動処方の交付と実地訓練指導 ・レクリエーションの指導と実際活動 <p>エ 健康管理及び健康増進思想の普及啓蒙</p> <p>オ 個人の健康記録の管理</p> <p>カ 保健師、栄養士、体育指導員の研修</p> <p>キ 資料収集、その他</p> <p>(3) 介護支援部門 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する</p>

新旧対照表

新	旧
<p>地域包括支援センターの機能を有するもの又は「老人（在宅）介護支援センターの運営について（平成 18 年 3 月 31 日付け老発第 0331003 号厚生労働省老健局長通知）」の 4 に規定する機能を有するものをいう。</p> <p>(4) 居宅サービス部門 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する居宅サービスが提供できる機能を有するものをいう。</p> <p>① 訪問介護 介護保険法に規定する「訪問介護サービス」の提供を行える機能を有するものをいう。</p> <p>② 訪問看護 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による「指定訪問看護」の事業が行える機能を有するものをいう。</p> <p>③ 訪問リハビリテーション 介護保険法に規定する「訪問リハビリテーションサービス」の提供を行える機能を有するものをいう。</p> <p>④ 通所介護 介護保険法に規定する「通所介護サービス」の提供を行える機能を有するものをいう。</p> <p>⑤ 通所リハビリテーション 介護保険法に規定する「通所リハビリテーションサービス」を行える機能を有するものをいう。</p> <p>(5) 共同生活援助部門 介護保険法に規定する「認知症対応型共同生活介護」の提供を行える機能を有するものをいう。</p> <p>(6) 居住部門 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」の一部改正について（平成 13 年 5 月 15 日付け老発第 192 号厚生労働省老健局長通知）別紙「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱」による「高齢者生活福祉センター」の機能を有するものをいう。</p> <p>（総合保健施設設置の要件）</p> <p>4 総合保健施設は、保健・医療・福祉サービスの拠点として 1 保険者に 1 施設を設置するものであり、既に類似の機能を有する施設が設置され</p>	<p>地域包括支援センターの機能を有するもの又は「老人（在宅）介護支援センターの運営について（平成 18 年 3 月 31 日付け老発第 0331003 号厚生労働省老健局長通知）」の 4 に規定する機能を有するものをいう。</p> <p>(4) 居宅サービス部門 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する居宅サービスが提供できる機能を有するものをいう。</p> <p>① 訪問介護 介護保険法に規定する「訪問介護サービス」の提供を行える機能を有するものをいう。</p> <p>② 訪問看護 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による「指定訪問看護」の事業が行える機能を有するものをいう。</p> <p>③ 訪問リハビリテーション 介護保険法に規定する「訪問リハビリテーションサービス」の提供を行える機能を有するものをいう。</p> <p>④ 通所介護 介護保険法に規定する「通所介護サービス」の提供を行える機能を有するものをいう。</p> <p>⑤ 通所リハビリテーション 介護保険法に規定する「通所リハビリテーションサービス」を行える機能を有するものをいう。</p> <p>(5) 共同生活援助部門 介護保険法に規定する「認知症対応型共同生活介護」の提供を行える機能を有するものをいう。</p> <p>(6) 居住部門 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」の一部改正について（平成 13 年 5 月 15 日付け老発第 192 号厚生労働省老健局長通知）別紙「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱」による「高齢者生活福祉センター」の機能を有するものをいう。</p> <p>（総合保健施設設置の要件）</p> <p>4 総合保健施設は、保健・医療・福祉サービスの拠点として 1 保険者に 1 施設を設置するものであり、既に類似の機能を有する施設が設置され</p>

新旧対照表

新	旧
<p>ており、総合保健施設設置の必要性が認められない場合にあつては、新たな設置を行わないものとする。</p> <p>なお、総合保健施設（保健事業部門の機能を有する施設を含む。）の設置がなく、市町村保健センター（保健センターの機能を有する類似の施設を含む。）が設置されている市町村において、次の場合は設置の必要性が認められるものとする。</p> <p>(1) 既存の市町村保健センターの施設が老朽化、狭隘^{きょうあい}なため十分な事業が実施されていない又は機能していない場合</p> <p>(2) 総合保健施設の設置に伴い既存の市町村保健センターを用途変更又は廃止する場合</p> <p>(3) 市町村保健センターの管轄する地域範囲と総合保健施設が保健事業を行う地域範囲が重複しない場合</p> <p>(対象事業)</p> <p>5 この交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、直営診療施設と一体となって保健事業を行う必要のある保険者が実施する次の事業とする。</p> <p>(1) 総合保健施設の施設・設備整備事業</p> <p>(2) 総合保健施設に併設して設置される共同生活援助部門及び居住部門の施設・設備整備事業（総合保健施設の施設・設備整備事業と同時に行うものに限る。）</p> <p>(3) 総合保健施設における保健事業部門及び介護支援部門の運営事業</p> <p>なお、上記(3)の交付基準は、別途通知される「国民健康保険の保健事業に対する助成について」（国民健康保険課長通知）の健康管理センターによる健康管理事業の規定に準ずるものとする。</p> <p>(居宅サービスの種類)</p> <p>6 総合保健施設の居宅サービス部門は、次の中から選択するものとす</p>	<p>ており、総合保健施設設置の必要性が認められない場合にあつては、新たな設置を行わないものとする。</p> <p>なお、総合保健施設（保健事業部門の機能を有する施設を含む。）の設置がなく、市町村保健センター（保健センターの機能を有する類似の施設を含む。）が設置されている市町村において、次の場合は設置の必要性が認められるものとする。</p> <p>(1) 既存の市町村保健センターの施設が老朽化、狭隘^{きょうあい}なため十分な事業が実施されていない又は機能していない場合</p> <p>(2) 総合保健施設の設置に伴い既存の市町村保健センターを用途変更又は廃止する場合</p> <p>(3) 市町村保健センターの管轄する地域範囲と総合保健施設が保健事業を行う地域範囲が重複しない場合</p> <p>(対象事業)</p> <p>5 この交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、直営診療施設と一体となって保健事業を行う必要のある保険者が実施する次の事業とする。</p> <p>(1) 総合保健施設の施設・設備整備事業</p> <p>(2) 総合保健施設に併設して設置される共同生活援助部門及び居住部門の施設・設備整備事業（総合保健施設の施設・設備整備事業と同時に行うものに限る。）</p> <p>(3) 総合保健施設における保健事業部門及び介護支援部門の運営事業</p> <p>なお、上記(3)の交付基準は、別途通知される「国民健康保険の保健事業に対する助成について」（国民健康保険課長通知）の健康管理センターによる健康管理事業の規定に準ずるものとする。</p> <p>(居宅サービスの種類)</p> <p>6 総合保健施設の居宅サービス部門は、次の中から選択するものとす</p>

新旧対照表

新	旧
<p>る。</p> <p>(1) 訪問介護 (2) 訪問看護 (3) 訪問リハビリテーション (4) 通所介護 (5) 通所リハビリテーション（訪問リハビリテーションを併設するものに限る。）</p> <p><u>なお、上記(1)～(5)以外の介護保険法に規定する居宅サービスの選択については、個別に協議を行うものとする。</u></p> <p><u>(併設して設置される部門)</u></p> <p>7 <u>居住部門、共同生活援助部門を総合保健施設に併設して設置する場合には、次の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 居住部門には、通所介護の機能を併設しなければならないものとする。</u></p> <p><u>(2) 共同生活援助部門以外の介護保険法に規定する地域密着型サービスの併設については、個別に協議を行うものとする。</u></p> <p>(施設内容及び施設規模)</p> <p>8 各部門については、別表一に定める施設内容及び施設規模を有するものとし、居宅サービス部門及び共同生活援助部門については、それぞれ次の基準を満たすものとする。</p> <p>(1) 居宅サービス部門については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）の設備基準</p> <p>(2) 共同生活援助部門については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の設備基準</p>	<p>る。</p> <p>(1) 訪問介護 (2) 訪問看護 (3) 訪問リハビリテーション (4) 通所介護 (5) 通所リハビリテーション（訪問リハビリテーションを併設するものに限る。）</p> <p><u>(居住部門の条件)</u></p> <p>7 居住部門には、通所介護の機能を併設しなければならないものとする。</p> <p>(施設内容及び施設規模)</p> <p>8 各部門については、別表一に定める施設内容及び施設規模を有するものとし、居宅サービス部門及び共同生活援助部門については、それぞれ次の基準を満たすものとする。</p> <p>(1) 居宅サービス部門については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）の設備基準</p> <p>(2) 共同生活援助部門については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の設備基準</p>

新旧対照表

新	旧
<p>(交付額の算定方法等)</p> <p>9 この交付金の交付額は、次により算出するものとし、その合計額が100,000円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(1) 別表二の第1欄に定める種別ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定するものとする。</p> <p>(2) (1)で選定された額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とするものとする。</p> <p>(3) 算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>10 この交付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業のうち、次のものを変更する場合には、様式1により申請し厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>① 建物の設置場所</p> <p>② 建物の規模・用途若しくは構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）</p> <p>③ ①及び②以外の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）</p> <p>(2) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>(3) 事業を中止し又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければ</p>	<p>(交付額の算定方法等)</p> <p>9 この交付金の交付額は、次により算出するものとし、その合計額が100,000円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(1) 別表二の第1欄に定める種別ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定するものとする。</p> <p>(2) (1)で選定された額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とするものとする。</p> <p>(3) 算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>10 この交付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業のうち、次のものを変更する場合には、様式1により申請し厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>① 建物の設置場所</p> <p>② 建物の規模・用途若しくは構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）</p> <p>③ ①及び②以外の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）</p> <p>(2) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>(3) 事業を中止し又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければ</p>

新旧対照表

新	旧
<p>ばならない。</p> <p>(5) 当該事業年度の1月15日現在において未だ事業が完了していない場合は、同日現在における事業遂行状況を同事業年度の1月末日までに様式2により厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>(6) 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその建物並びに事業により取得し又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。</p> <p>(7) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納入させることがある。</p> <p>(8) 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(9) 保険者は、交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書(様式3)を作成し、これを交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した<u>不動産及びその他の従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産</u>がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p>	<p>ばならない。</p> <p>(5) 当該事業年度の1月15日現在において未だ事業が完了していない場合は、同日現在における事業遂行状況を同事業年度の1月末日までに様式2により厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>(6) 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその建物並びに事業により取得し又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。</p> <p>(7) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納入させることがある。</p> <p>(8) 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(9) 保険者は、交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書(様式3)を作成し、これを交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p>

新旧対照表

新	旧
<p>(手続等)</p> <p>11 この交付基準に定めるものを除くほか、実施のために必要な手続等については別に定めるものとする。</p> <p>附 則 (適用期日)</p> <p>1 この交付基準は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>(総合保健施設の特例)</p> <p>2 直営診療施設に既に在宅介護支援センターが設置されており、直営診療施設との連携が図られていると認められる場合にあつては、交付基準 3 (1) の取扱については、既存の在宅介護支援センターをもって総合保健施設の介護支援部門とみなすものとし、この場合において、交付基準 6 に「次の中から選択」とあるのは「次の中から 2 以上選択」と読み替えるものとする。</p> <p>(施設整備費に係る基準額の特例)</p> <p>3 施設整備費（共同生活援助部門及び居住部門を除く。）であつて、次の条件に該当するものについて、別表二の第 2 欄に「別紙の各表に定める額」とあるのは、「別紙の各表に定める額＋交付対象経費（施設規模の範囲内のものに限る。）から別紙の各表に定める額を控除した額の範囲内で特に認めた額」（標準的な規模に基づく実勢単価で積算した額の 4 分の 3 を限度）と読み替えるものとする。</p> <p>なお、各区分ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 離島、へき地の特殊性により資材等経費が増加する場合 (2) 耐震計数が高く基礎工事に要する経費が増加する場合 (3) 立地条件が悪いことにより地盤補強等経費が増加する場合</p>	<p>(手続等)</p> <p>11 この交付基準に定めるものを除くほか、実施のために必要な手続等については別に定めるものとする。</p> <p>附 則 (適用期日)</p> <p>1 この交付基準は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>(総合保健施設の特例)</p> <p>2 直営診療施設に既に在宅介護支援センターが設置されており、直営診療施設との連携が図られていると認められる場合にあつては、交付基準 3 (1) の取扱については、既存の在宅介護支援センターをもって総合保健施設の介護支援部門とみなすものとし、この場合において、交付基準 6 に「次の中から選択」とあるのは「次の中から 2 以上選択」と読み替えるものとする。</p> <p>(施設整備費に係る基準額の特例)</p> <p>3 施設整備費（共同生活援助部門及び居住部門を除く。）であつて、次の条件に該当するものについて、別表二の第 2 欄に「別紙の各表に定める額」とあるのは、「別紙の各表に定める額＋交付対象経費（施設規模の範囲内のものに限る。）から別紙の各表に定める額を控除した額の範囲内で特に認めた額」（標準的な規模に基づく実勢単価で積算した額の 4 分の 3 を限度）と読み替えるものとする。</p> <p>なお、各区分ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 離島、僻地の特殊性により資材等経費が増加する場合 (2) 耐震計数が高く基礎工事に要する経費が増加する場合 (3) 立地条件が悪いことにより地盤補強等経費が増加する場合</p>

新旧対照表

新	旧																
<p>(4) 豪雪地域等気候条件による経費が増加する場合</p> <p>(施設整備費の対象事業の特例)</p> <p>4 交付基準5(1)については、当分の間、以下について対象事業に含めるものとする。</p> <p>療養病床の転換を目的とした施設の整備であって、高齢者の生活支援施設として厚生労働大臣が認めるもの。なお、交付基準額は、転換病床数を上限として、1床当たりの基準額を以下を上限として算出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="228 582 1106 675"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新 築</th> <th>改 築</th> <th>改 修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付基準額(1床当たり)</td> <td>3,140千円</td> <td>3,760千円</td> <td>1,560千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(運営事業に係る経過措置)</p> <p>5 この交付基準の適用以前に整備された「国民健康保険保健福祉総合施設」及び「国民健康保険高齢者保健福祉支援センター」は、交付基準5(3)の適用についてはこの交付基準により整備された「国民健康保険総合保健施設」とみなすものとする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>6 交付基準3の介護支援部門、居宅サービス部門、共同生活援助部門及び居住部門の整備については、施設整備計画の段階から市町村及び都道府県の関係部署と協議を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>別表一 別表二 様式</p>	区 分	新 築	改 築	改 修	交付基準額(1床当たり)	3,140千円	3,760千円	1,560千円	<p>(4) 豪雪地域等気候条件による経費が増加する場合</p> <p>(施設整備費の対象事業の特例)</p> <p>4 交付基準5の(1)については、当分の間、以下について対象事業に含めるものとする。</p> <p>療養病床の転換を目的とした施設の整備であって、高齢者の生活支援施設として厚生労働大臣が認めるもの。なお、交付基準額は、転換病床数を上限として、1床当たりの基準額を以下を上限として算出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1191 588 2069 681"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新 築</th> <th>改 築</th> <th>改 修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付基準額(1床当たり)</td> <td>3,070千円</td> <td>3,680千円</td> <td>1,530千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(運営事業に係る経過措置)</p> <p>5 この交付基準の適用以前に整備された「国民健康保険保健福祉総合施設」及び「国民健康保険高齢者保健福祉支援センター」は、交付基準5(3)の適用についてはこの交付基準により整備された「国民健康保険総合保健施設」とみなすものとする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>6 交付基準3の介護支援部門、居宅サービス部門、共同生活援助部門及び居住部門の整備については、施設整備計画の段階から市町村及び都道府県の関係部署と協議を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>別表一 別表二 様式</p>	区 分	新 築	改 築	改 修	交付基準額(1床当たり)	3,070千円	3,680千円	1,530千円
区 分	新 築	改 築	改 修														
交付基準額(1床当たり)	3,140千円	3,760千円	1,560千円														
区 分	新 築	改 築	改 修														
交付基準額(1床当たり)	3,070千円	3,680千円	1,530千円														

新旧対照表

新					旧						
別紙 国民健康保険総合保健施設の基準額					別紙 国民健康保険総合保健施設の基準額						
1 施設整備費					1 施設整備費						
(1) 保健事業部門					(1) 保健事業部門						
施設規模		交付基準額			施設規模		交付基準額				
		A地域	B地域	C地域	D地域			A地域	B地域	C地域	D地域
300㎡以上 350㎡未満		64,800千円	61,700千円	58,600千円	55,500千円	300㎡以上 350㎡未満		63,400千円	60,400千円	57,300千円	54,300千円
350㎡以上 400㎡未満		74,700千円	71,200千円	67,600千円	64,100千円	350㎡以上 400㎡未満		73,100千円	69,600千円	66,200千円	62,700千円
400㎡以上 450㎡未満		84,700千円	80,700千円	76,600千円	72,600千円	400㎡以上 450㎡未満		82,900千円	78,900千円	75,000千円	71,100千円
450㎡以上 500㎡未満		94,700千円	90,200千円	85,600千円	81,100千円	450㎡以上 500㎡未満		92,600千円	88,200千円	83,800千円	79,400千円
500㎡以上 550㎡未満		104,600千円	99,600千円	94,700千円	89,700千円	500㎡以上 550㎡未満		102,400千円	97,500千円	92,600千円	87,800千円
550㎡以上 600㎡未満		114,600千円	109,100千円	103,700千円	98,200千円	550㎡以上 600㎡未満		112,100千円	106,800千円	101,400千円	96,100千円
600㎡以上 650㎡未満		124,600千円	118,600千円	112,700千円	106,800千円	600㎡以上 650㎡未満		121,900千円	116,100千円	110,300千円	104,500千円
650㎡		129,500千円	123,400千円	117,200千円	111,000千円	650㎡		126,800千円	120,700千円	114,700千円	108,700千円
(2) 介護支援部門					(2) 介護支援部門						
施設規模		交付基準額			施設規模		交付基準額				
		A地域	B地域	C地域	D地域			A地域	B地域	C地域	D地域
70㎡以上 80㎡未満		14,900千円	14,200千円	13,500千円	12,800千円	70㎡以上 80㎡未満		14,600千円	13,900千円	13,200千円	12,500千円
80㎡以上 84.4㎡未満		16,400千円	15,600千円	14,800千円	14,000千円	80㎡以上 84.4㎡未満		16,000千円	15,300千円	14,500千円	13,700千円
84.4㎡		16,800千円	16,000千円	15,200千円	14,400千円	84.4㎡		16,500千円	15,700千円	14,900千円	14,100千円
(3) 居宅サービス部門					(3) 居宅サービス部門						
① 訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション					① 訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション						
施設規模		交付基準額			施設規模		交付基準額				
		A地域	B地域	C地域	D地域			A地域	B地域	C地域	D地域
20㎡以上 25㎡未満		4,500千円	4,300千円	4,100千円	3,800千円	20㎡以上 25㎡未満		4,400千円	4,200千円	4,000千円	3,800千円
25㎡以上 30㎡未満		5,500千円	5,200千円	5,000千円	4,700千円	25㎡以上 30㎡未満		5,400千円	5,100千円	4,900千円	4,600千円
30㎡以上 35㎡未満		6,500千円	6,200千円	5,900千円	5,600千円	30㎡以上 35㎡未満		6,300千円	6,000千円	5,700千円	5,400千円
35㎡以上 40㎡未満		7,500千円	7,100千円	6,800千円	6,400千円	35㎡以上 40㎡未満		7,300千円	7,000千円	6,600千円	6,300千円
40㎡以上 42.78㎡未満		8,200千円	7,900千円	7,500千円	7,100千円	40㎡以上 42.78㎡未満		8,100千円	7,700千円	7,300千円	6,900千円
42.78㎡		8,500千円	8,100千円	7,700千円	7,300千円	42.78㎡		8,300千円	7,900千円	7,500千円	7,200千円
② 通所介護					② 通所介護						
施設規模		交付基準額			施設規模		交付基準額				
		A地域	B地域	C地域	D地域			A地域	B地域	C地域	D地域
165㎡以上 200㎡未満		36,400千円	34,600千円	32,900千円	31,200千円	165㎡以上 200㎡未満		35,600千円	33,900千円	32,200千円	30,500千円
200㎡以上 250㎡未満		44,800千円	42,700千円	40,600千円	38,400千円	200㎡以上 250㎡未満		43,900千円	41,800千円	39,700千円	37,600千円
250㎡以上 300㎡未満		54,800千円	52,200千円	49,600千円	47,000千円	250㎡以上 300㎡未満		53,600千円	51,100千円	48,500千円	46,000千円
300㎡以上 340㎡未満		63,800千円	60,700千円	57,700千円	54,700千円	300㎡以上 340㎡未満		62,400千円	59,400千円	56,400千円	53,500千円
340㎡		67,800千円	64,500千円	61,300千円	58,100千円	340㎡		66,300千円	63,100千円	60,000千円	56,800千円
③ 通所リハビリテーション					③ 通所リハビリテーション						
施設規模		交付基準額			施設規模		交付基準額				
		A地域	B地域	C地域	D地域			A地域	B地域	C地域	D地域
45㎡以上 60㎡未満		10,500千円	10,000千円	9,500千円	9,000千円	45㎡以上 60㎡未満		10,200千円	9,700千円	9,300千円	8,800千円
60㎡以上 70㎡未満		13,000千円	12,300千円	11,700千円	11,100千円	60㎡以上 70㎡未満		12,700千円	12,100千円	11,500千円	10,900千円
70㎡以上 80㎡未満		14,900千円	14,200千円	13,500千円	12,800千円	70㎡以上 80㎡未満		14,600千円	13,900千円	13,200千円	12,500千円
80㎡以上 90㎡未満		16,900千円	16,100千円	15,300千円	14,500千円	80㎡以上 90㎡未満		16,600千円	15,800千円	15,000千円	14,200千円
90㎡以上 100㎡未満		18,900千円	18,000千円	17,100千円	16,200千円	90㎡以上 100㎡未満		18,500千円	17,600千円	16,800千円	15,900千円
100㎡		19,900千円	19,000千円	18,000千円	17,100千円	100㎡		19,500千円	18,600千円	17,600千円	16,700千円

新旧対照表

新					旧						
(4) 共同生活援助部門					(4) 共同生活援助部門						
施設規模		交付基準額			施設規模		交付基準額				
利用定員 5 人		34,000 千円			利用定員 5 人		33,000 千円				
利用定員 6 人		36,000 千円			利用定員 6 人		35,000 千円				
利用定員 7 人		38,000 千円			利用定員 7 人		37,000 千円				
利用定員 8 人		40,000 千円			利用定員 8 人		39,000 千円				
利用定員 9 人		44,000 千円			利用定員 9 人		43,000 千円				
(5) 居住部門					(5) 居住部門						
交付基準額		交 付 基 準 額			交付基準額		交 付 基 準 額				
		A 地域	B 地域	C 地域	D 地域			A 地域	B 地域	C 地域	D 地域
利用定員 1 人当たり		7,400 千円	7,100 千円	6,700 千円	6,300 千円	利用定員 1 人当たり		7,300 千円	6,900 千円	6,600 千円	6,200 千円
2 設備整備費					2 設備整備費						
(1) 居宅サービス部門					(1) 居宅サービス部門						
① 通所介護					① 通所介護						
区 分		交付基準			区 分		交付基準				
・基本事業		3,600 千円			・基本事業		3,600 千円				
・入浴		5,760 千円			・入浴		5,760 千円				
・給食		1,130 千円			・給食		1,130 千円				
② 通所リハビリテーション					② 通所リハビリテーション						
区 分		交付基準			区 分		交付基準				
1 施設当たり		2,060 千円			1 施設当たり		2,060 千円				
(2) 共同生活援助部門					(2) 共同生活援助部門						
区 分		交付基準			区 分		交付基準				
1 施設当たり		2,060 千円			1 施設当たり		2,060 千円				
(3) 居住部門					(3) 居住部門						
区 分		交付基準			区 分		交付基準				
利用定員 1 人当たり		100 千円			利用定員 1 人当たり		100 千円				
3 初度設備費					3 初度設備費						
(1) 保健事業部門					(1) 保健事業部門						
① 初度設備の購入費					① 初度設備の購入費						
施設規模		交付基準額			施設規模		交付基準額				
300㎡以上350㎡未満		10,270 千円			300㎡以上350㎡未満		10,270 千円				
350㎡以上400㎡未満		12,340 千円			350㎡以上400㎡未満		12,340 千円				
400㎡以上450㎡未満		14,410 千円			400㎡以上450㎡未満		14,410 千円				
450㎡以上500㎡未満		16,440 千円			450㎡以上500㎡未満		16,440 千円				
500㎡以上550㎡未満		17,480 千円			500㎡以上550㎡未満		17,480 千円				
550㎡以上600㎡未満		19,550 千円			550㎡以上600㎡未満		19,550 千円				
600㎡以上650㎡未満		21,630 千円			600㎡以上650㎡未満		21,630 千円				
650㎡以上		23,660 千円			650㎡以上		23,660 千円				

新旧対照表

新	旧																																																																																
<p>② 健康データ等の管理に要する備品購入費</p> <table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>交付基準額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>施設当たり</td> <td>15,430 千円</td> </tr> </table> <p>(2) 介護支援部門</p> <table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>交付基準額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>施設当たり</td> <td>310 千円</td> </tr> </table> <p>(3) 居宅サービス部門</p> <p>① 訪問介護</p> <table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>交付基準額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>施設当たり</td> <td>310 千円</td> </tr> </table> <p>② 訪問看護</p> <table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>交付基準額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>施設当たり</td> <td>2,310 千円</td> </tr> </table> <p>③ 訪問リハビリテーション</p> <table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>交付基準額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>施設当たり</td> <td>310 千円</td> </tr> </table> <p>○ 施設整備費交付基準額地域区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>都道府県名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地域</td> <td>青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県</td> </tr> <tr> <td>B地域</td> <td>北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>C地域</td> <td>栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県</td> </tr> <tr> <td>D地域</td> <td>徳島県、愛媛県、福岡県、大分県</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 特別豪雪地域に所在する場合における交付基準額（共同生活援助部門及び居住部門を除く。）は、算定の基礎となる面積に1.08を乗じて得た面積に対応するA地域の欄の額とする。</p>	区	分	交付基準額	1	施設当たり	15,430 千円	区	分	交付基準額	1	施設当たり	310 千円	区	分	交付基準額	1	施設当たり	310 千円	区	分	交付基準額	1	施設当たり	2,310 千円	区	分	交付基準額	1	施設当たり	310 千円	地域区分	都道府県名	A地域	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県	B地域	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	C地域	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県	D地域	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県	<p>② 健康データ等の管理に要する備品購入費</p> <table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>交付基準額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>施設当たり</td> <td>15,430 千円</td> </tr> </table> <p>(2) 介護支援部門</p> <table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>交付基準額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>施設当たり</td> <td>310 千円</td> </tr> </table> <p>(3) 居宅サービス部門</p> <p>① 訪問介護</p> <table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>交付基準額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>施設当たり</td> <td>310 千円</td> </tr> </table> <p>② 訪問看護</p> <table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>交付基準額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>施設当たり</td> <td>2,310 千円</td> </tr> </table> <p>③ 訪問リハビリテーション</p> <table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>交付基準額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>施設当たり</td> <td>310 千円</td> </tr> </table> <p>○ 施設整備費交付基準額地域区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>都道府県名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地域</td> <td>青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県</td> </tr> <tr> <td>B地域</td> <td>北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>C地域</td> <td>栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県</td> </tr> <tr> <td>D地域</td> <td>徳島県、愛媛県、福岡県、大分県</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 特別豪雪地域に所在する場合における交付基準額（共同生活援助部門及び居住部門を除く。）は、算定の基礎となる面積に1.08を乗じて得た面積に対応するA地域の欄の額とする。</p>	区	分	交付基準額	1	施設当たり	15,430 千円	区	分	交付基準額	1	施設当たり	310 千円	区	分	交付基準額	1	施設当たり	310 千円	区	分	交付基準額	1	施設当たり	2,310 千円	区	分	交付基準額	1	施設当たり	310 千円	地域区分	都道府県名	A地域	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県	B地域	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	C地域	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県	D地域	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県
区	分	交付基準額																																																																															
1	施設当たり	15,430 千円																																																																															
区	分	交付基準額																																																																															
1	施設当たり	310 千円																																																																															
区	分	交付基準額																																																																															
1	施設当たり	310 千円																																																																															
区	分	交付基準額																																																																															
1	施設当たり	2,310 千円																																																																															
区	分	交付基準額																																																																															
1	施設当たり	310 千円																																																																															
地域区分	都道府県名																																																																																
A地域	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県																																																																																
B地域	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県																																																																																
C地域	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県																																																																																
D地域	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県																																																																																
区	分	交付基準額																																																																															
1	施設当たり	15,430 千円																																																																															
区	分	交付基準額																																																																															
1	施設当たり	310 千円																																																																															
区	分	交付基準額																																																																															
1	施設当たり	310 千円																																																																															
区	分	交付基準額																																																																															
1	施設当たり	2,310 千円																																																																															
区	分	交付基準額																																																																															
1	施設当たり	310 千円																																																																															
地域区分	都道府県名																																																																																
A地域	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県																																																																																
B地域	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県																																																																																
C地域	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県																																																																																
D地域	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県																																																																																